

調査報告書

(公表版)

2024年(令和6年)9月22日

渋川市長 高木 勉 様

渋川市市長会見に関する調査第三者委員会

委員長 紺 正 行

副委員長 西 村 淑 子

委員 木 村 仁 美

第1 当委員会及び調査の概要

- 1 当委員会の設置の経緯
- 2 当委員会の構成等
- 3 当委員会の所掌事項
- 4 調査の方法

第2 前提となる事実

- 1 規定等
- 2 関係者の概要

第3 調査の結果

- 1 市長の聞き取りの結果（概要）
- 2 副市長の聞き取りの結果（概要）
- 3 A議員の聞き取りの結果（概要）
- 4 B氏について

第4 調査の結果に基づく考察

- 1 事実の認定
- 2 判断

第5 再発防止の提言

第1 当委員会及び調査の概要

1 当委員会の設置の経緯

令和5年7月7日開催の市長記者会見で、高木勉市長（以下「市長」という。）が固定資産情報等を流出したことを発表した。

これに対して、市議会議員から市長あてに、令和5年9月6日付けで「第三者委員会の設置に関する要望書」が提出された。

要望書に基づき、委員会の独立性、中立性を確保するため、渋川市市長会見に関する調査第三者委員会設置条例について令和5年9月27日に議会の議決を受けた。

渋川市は、令和5年10月26日に委員を委嘱し、委員会を設置した。

2 当委員会の構成等

（1）当委員会の構成は、以下のとおりである。委員長及び委員は、いずれもこれまで渋川市との間に「地方公共団体における第三者調査委員会調査等指針について（日本弁護士連合会）」で例示する利害関係を有していない。

委員長 紺 正 行 弁護士

副委員長 西 村 淑 子 群馬大学教授

委員 木 村 仁 美 弁護士

（2）当委員会は、日本弁護士連合会が定める「地方公共団体における第三者調査委員会調査等指針について」の趣旨に則り、渋川市の附属機関として、中立・公正な立場から、客観的な調査を実施した。調査方法の決定、調査の実施、報告書の作成の全過程において、渋川市の意向に左右されることなく、また、一切の影響を受けることなく、当委員会の責任と判断において、これらを遂行した。

3 当委員会の所掌事項

当委員会の所掌事項は、渋川市市長会見に関する調査第三者委員会設置条例（令和5年渋川市条例第33号）第2条に規定する下記の事項である。

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌し、その結果を市長に報告す

る。

- (1) 令和5年7月7日開催の市長記者会見の内容の調査に関すること。
- (2) 再発防止の検討に関するここと(前号の調査の結果、必要と認める場合に限る。)。

4 調査の方法

(1) 意見交換の方法

令和5年10月26日に委員の委嘱を受けた以降、下記の通り委員会を開催したほか、委員間で随時、電子メール、電話等で意見交換を行なながら調査・検討を行った。

第1回委員会	令和5年11月 7日
第2回委員会	令和5年12月15日
第3回委員会	令和6年 1月31日
第4回委員会	令和6年 3月 8日
第5回委員会	令和6年 3月28日
第6回委員会	令和6年 4月25日
第7回委員会	令和6年 7月31日
第8回委員会	令和6年 9月22日

(2) 資料の収集・検討

当委員会は以下の資料を収集又は閲覧し、検討を行った。

- ア 聞き取りの対象者から提供を受けたメモ及び資料
 - (ア) 市長から提供のあった時系列でまとめたメモ
 - (イ) 伊勢久美子副市長（以下「副市長」という。）に提出依頼し受け取った資料
 - (ウ) 副市長から提供のあった不起訴処分告知書
- イ 市議会が設置した市の保有する個人情報漏えいに関する調査特別委員会（以下「調査特別委員会」という。）の令和5年12月12日の議事録（B氏が証人として発言したもの）
- ウ 令和5年7月7日の市長臨時会見の次第及び資料
- エ 調査特別委員会にB氏が提出した資料

(3) 聞き取り調査

当委員会は、市長、副市長、A議員に聞き取り調査を行った。
このうち事実確認等のため複数回聞き取り調査を行った者もいる。

第2 前提となる事実

1 規定等

渋川市個人情報保護条例（平成18年渋川市条例第9号）（令和5年4月1日廃止）

第2条第1号 実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び議会をいう。

第2条第2号 個人情報 個人に関する情報であって、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

ア 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式をいう。次号イにおいて同じ。）で作られる記録をいう。以下同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができるものとなるものを含む。）

イ 個人識別符号が含まれるもの

第3条第2項 実施機関の職員は、職務上知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

2 関係者の概要

（1）市長

高木勉は、平成29年9月13日から渋川市長に就任し、現在に至る。

(2) 副市長

伊勢久美子は、職員として令和2年4月1日から市長戦略部長、令和5年4月1日から総合戦略部長を歴任し、令和5年10月5日から副市長に就任し、現在に至る。

(3) A議員

市町村合併後、平成18年2月20日から渋川市議会議員に就任し、現在に至る。

(4) B氏

渋川市民

(5) C議員

市町村合併後、平成18年2月20日から渋川市議会議員に就任し、現在に至る。

第3 調査の結果

1 市長の聞き取りの結果（概要）

(1) 個人情報の記載されている書類の作成経緯について

令和3年1月27日、B氏から、当時の総務部長に対し、C議員が無断で森林伐採をしているという通報があった。そこで、市長の私が翌日1月28日に関係している部課長、職員を集めて、調査の指示をした。

その結果、違法に伐採していることが分かったため、令和3年2月16日から18日にかけて、税務課からC議員及びC議員の子息及び妻が有する土地の固定資産評価額証明書を取り寄せたり、職員にC議員及び子息及び妻が有する山林の現況、地目、地域森林計画等をまとめた一覧表を作らせたりして全体像を調べた。

私がB氏に提供した書類は、上記の固定資産税評価証明書の写しや上記一覧表の写しである。

(2) 個人情報の記載されている書類の提供の方法について

B氏に書類を提供した場所は市長応接室で、時期についてはいつかははっきり記憶がないが、令和3年2月16日より前ということはなくこの頃だと思う。提供した資料は、「固定資産評価額証明書」と

「C議員関連の土地の地目、現況、地域森林計画の有無といったものを、府内で整理したものの一覧、リスト」であった。

資料の渡し方は、直接私が渡した。職員に渡して届けさせたことはない。この資料をB氏以外に渡したことはない。

(3) 個人情報の記載されている書類を提供した目的について

C議員関連の森林法、農地法違反等を調べるために提供した。

B氏に書類を渡したのは、違法行為を正そうということでは一致していたので、情報を調査したり、現地を確認したり、そういう意味はあったと思う。B氏に対しては「協力してもらっている」という意識があった。B氏からはC議員関連の情報をもらったりもしていた。

書類をB氏に渡すということについて、職員は、承知はしていないかもしれない。私の判断で渡した。

個人情報の取り扱いの観点から問題のある行為とは、そのときはそれほどの意識がなかった。森林法違反、そして、農地法違反と非常に公共性の高いことを正すというために、必要なことだったという思いでやっていた。

単なる一般市民に対してであれば、このような特定の人の個人情報が記載されている書類を提供することは、問題だと思う。

B氏に対しては信頼をしていて、同じ違法なものを正そうという目的が一致しており、また、B氏からは強く「告発しろ」と迫られていた。それに加えて、違法行為の数がかなり多かったことから、それを正すことの方に集中していた。

個人の情報を外部の人に提供することはこれ以外では思い当たることはない。

(4) 個人情報の保護、管理について

今回の件は、B氏から強い要請に基づき、C議員の違法行為の有無について府内関係部局に調査を指示して明らかにしていこうとした。

B氏に情報提供したことについては、情報の管理をしていく上で、求めに応じて、あるいはB氏を信頼して渡したことであったとしても、今は適切ではなかつたと反省している。情報は行政として信頼を欠くことのないように、適正にきちんと管理することを改めてトップにある人間として、自分も含めて、組織全体として徹底していきたい。

(5) B 氏が調査特別委員会に提出した資料について

B 氏が調査特別委員会に提出した資料である固定資産税評価額証明書（C 議員及びC 議員の子息所有の山林についてのもの）、山林等一覧表（C 議員、C 議員の子息及びC 議員の妻所有分）と同じ内容のものを渡した覚えはある。

資料に記載のある手書きメモについては覚えていない。

2 副市長の聞き取りの結果（概要）

(1) 内部の会議について

告訴されて、検察庁に行ったときに書類を見せられて、C 議員らの固定資産税評価額証明書等が外に出たことを初めて知った。

C 議員やその家族の土地のデータをまとめた資料は、令和3年の2月に作られて、2月18日の会議で配布された。

会議に集まったのは、担当の農林課、総務部長、産業観光部長などそれぞれその部長のほか、所管する課長や係長がいたと思うが、出席者のメモがなかったので正確には覚えていない。ただ税務課は出席していない。

(2) 書類を渡したことについて

私は、B 氏に書類を渡したことではない。

告訴状にあるような、私がA 議員に、個人情報の書類を渡したことはない。

市長応接室で、市長が書類を見せて、B 氏が、「市長、ここんところを俺が調べてくるから、ちょっと焼いてくれよ」って言って、市長がそれを職員に命じてコピーをしてきて、部分的にコピーを渡すっていう場面は見たことがある。航空写真とか住宅地図とか、個人情報とは言えない、誰でも手に入るものも含めて、複数回、提供していたし、B 氏側からもいろいろなものが持ち込まれていた。書類を渡すのを見ているが、固定資産税の評価証明を渡したところは、私は見てはいない。

私が同席した際は、同席しているB 氏の面前で、市長から私に「この書類を渡して」と言われたことはない。B 氏が1人で来て、書類を預かっていくということはなかった。その必要性がないぐらい頻繁に

来ていた。

検察庁でもいろいろ聞かれたが、少なくとも告訴状に書いてあるように、私がその資料を用意して、A議員に、B氏に渡してくださいと言ったことは一度もないですし、市長も、誰かを介して、B氏のために資料を焼いて、資料を用意しておくということは、一度もなかつた。

(3) 告訴状の中で副市長が流出させたという書類について

告訴状の中で書かれている固定資産税評価の書類は、全く同一ではないが、市役所内部の会議の資料として私の手元に残っている。

そこで打ち合わせをしていた職員が、税を所管する部長が、調査として持ってきたものを農林課に渡して、その固定資産税評価額証明に手書きで情報を付け加えコピーしたものを、私は持っている。

地域の森林計画対象かどうかの横版になっている資料について、私が検察庁で見たのは、内部の会議の資料ではあったが、2月18日という私の字が何も書いてないもので、違う字で、ここにチェックとかつて書いてあったものが出されていた。

検察庁で見せられたのは、C議員とC議員の子息の資産税評価額証明書と、地域の森林計画対象かどうかの横版になっている資料のC議員のもの、C議員の子息のもの、C議員の妻のものと、封筒だった。

(4) 情報提供したことについて

必要な処理をすることは必要であるし、どちらにしても正式な手続きをとることとは事実だと思う。そのやり方はどうだったのかなと、今となっては問題であると思う。

職員の場合は打ち合わせしているので、その打ち合わせしている資料が外に出ていくということは前提としていなかった。誰かに見せるとか、出て行くといった感覚はなく、打ち合わせしていたので、当然その場で、なお、今日の資料は外に出さないようにとか、という話はなかった。

(5) B氏が調査特別委員会に提出した資料について

B氏が調査特別委員会に提出した資料の固定資産税評価額証明書（C議員所有の山林）、固定資産税評価額証明書（C議員の子息所有の山林）、山林等一覧表（C議員所有分）、山林等一覧表（C議員の子

息所有分)、山林等一覧表 (C議員の妻所有分) と2月18日に市役所内部で会議用の資料として作ったものは同じだと思う。ただ全く同じではなく、会議の資料は写真とセットになっていて、紙も黄ばんでいるというか黄色かった気がする。

私の持っている会議の資料の山林等一覧表 (C議員所有分) には私のメモ書きがあるが、調査特別委員会に提出された資料にはないし、違うメモ書きもある。紙の大きさは、会議で配られたのはA3で、調査特別委員会に提出された資料は小さいなと思った。検察庁で示されたのはA3で、私のメモの字がないものでした。私のメモでない何かここにチェックとかという文字が入っていた。検察庁でチェックっていう文字に、覚えがありますかっていうのは聞かれたので、それでそのチェックっていう字と、チェックってマルがこのようにしてあった。それが、調査特別委員会に提出された資料にはない。

調査特別委員会に提出された山林等一覧表 (C議員の子息所有分) の下の消えかかっている文字は、元々の資料にはなかったし、私は書いていない。

検察庁では、この消えかかった文字のことは聞かれず、そこに目を向けてないので、あったかなかつたか覚えていない。

3 A議員の聞き取りの結果（概要）

市長又は当時の伊勢市長戦略部長からC議員の固定資産税の評価とかに関する書類を受け取る理由はないし、受け取った記憶はない。

B氏に渡したことがあるのは、スラグ関係の裁判の書類、北橋町のグラウンドに関わる、設計書などを取り寄せてってくれっていうので、取り寄せ渡したことはある。それと農地法違反については、農地ナビっていうのが、インターネットで見られる。そこで農地が誰の名義になってるか、調べて、私が表に作って渡した記憶はある。

4 B氏について

当委員会は、令和6年1月5日、B氏に対し、意見の聴取についての依頼を書面で通知したところ、書面による出欠の回答はなく、電話で出席しない旨の連絡があった。したがって、B氏からは聞き取り調査ができなかった。

第4 調査の結果に基づく考察

1 事実の認定

(1) 市長が記者会見で渡したとする固定資産税情報等について

B氏からは、直接、市から漏洩された個人情報が何であったか確認はとれなかつたものの、B氏が調査特別委員会に提出した資料、B氏が検察庁に提出した資料を確認した副市長の聞き取りの結果、及び、市長の聞き取り結果から、B氏に対して漏洩された個人情報は、令和3年2月18日の市役所内部の会議で配られた書類で、この会議のために作成されたC議員、C議員の子息及びC議員の妻名義の固定資産税評価額証明書（改ざん防止用紙でない普通用紙に印刷されたもの）及び山林等一覧表（氏名、住所、地番、登記年月日、地域森林計画の対象となっているかの記載のあるもの）であると認めるのが相当である（以下、固定資産税評価証明書及び山林等一覧表を合わせて「本件文書」という。）。

(2) B氏に本件文書を渡した者の認定

本件文書は、市役所内部の会議の出席者に配られ、会議の出席者それぞれが所持し、それぞれでメモを書き込むなどしていた。当然、この会議の出席者であった市長及び副市長も所持しており、副市長が所持していた本件文書には、副市長の手書きのメモが残されていた。

そして、B氏は本件文書の原本又は写しを、検察庁及び調査特別委員会に提出しているが、仮に副市長から本件文書を受領したとすれば、B氏が調査特別委員会に提出した本件文書には副市長自筆のメモが記載されているはずであるが、それはなく、むしろ、副市長が持っていた本件文書には残されていないメモが確認された。このような事実関係に鑑みると、B氏は副市長から本件文書を受け取ったものではないことが認められる。

(3) 副市長が不起訴となつたこと

副市長から提出された不起訴処分告知書によれば、副市長は告発された被疑事件について、嫌疑なしを理由として、不起訴処分となつた。

2 判断

以上の事実関係及び市長の聴き取り調査の結果に鑑みれば、令和3年2月18日の会議終了後、市長が、会議で配られた本件文書の原本ないし写しを、B氏に交付したと認めるのが相当である。

この点、本件文書には、渋川市個人情報保護条例（以下「条例」という。）第2条第2号に該当する個人情報が含まれており、条例第3条第2項によれば、「実施機関の職員は、職務上知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当に使用してはならない」とされており、この「実施機関」には市長も含まれる（第2条（1））。

そこで、個人情報が含まれた本件文書を、市長がB氏という一市民に提供したことについて、「みだりに」ではなかったか、すなわち本件文書の提供について正当な理由があったかが問題となるところ、本件においては、そういう事情は認められない。この点、市長は、B氏とはC議員やC議員の家族による農地法違反等の事実の調査について協力関係にあったなどと弁明しているものの、B氏は渋川市において正式に農地法違反について調査を請け負っていた専門業者ではなく、あくまでも市長と長年個人的な繋がりがあったことから市長がB氏を信用して本件文書を交付したものであり、正当な理由があったとはいえない。

このことから本件記者会見で市長が発表した固定資産情報等流出の案件については、市長の行為は、条例第3条第2項の責務に違反した行為であったと判断する。

なお、「地方公共団体における第三者調査委員会調査等指針について（日本弁護士連合会）」の中で「第三者調査委員会による調査は、適法かつ適正な行政の執行を確保するために行われるものであり、第三者調査委員会の趣旨・目的等を離れて民事上、刑事上の責任の有無又は所在を追及すること自体を目的とするものではない。」とされていることから、罰則規定の適用については言及しないこととした。

第5 再発防止の提言

- 1 市長及び市職員においては、改めて個人情報の保護に関する法律及び渋川市個人情報の保護に関する法律施行条例の規定を認識し、個人情報の取り扱いには今まで以上に留意し、個人情報が記載された資料を会議等で市

長や個々の職員に配布する際には、会議後もそれぞれが所持する必要性について考え、必要性がないと認められた文書については、回収、廃棄などの手続きを取るべきである。

2 市長室の入退室の管理

個人情報の管理に直接かかわることではないが、B氏は、本件文書を市長室に自由に入り出ることを利用して市長から入手していた。したがって、今後、不適切な行為を防止するという観点から、外部者の市長室への入退室について、管理、例えば入退出簿に記録するなどの対応が望まれる。

以上